

## 政治資金適正化委員会で今後検討を行う事項

### 1. 政治資金の収支の報告及び公開に関する重要事項

次の事項は、これまでの委員会の審議の中で、今後、総務大臣に建議を行うことの是非も含めて検討することとしたものである。

建議を行うに際しては、与野党協議や、3年後に予定されている政治資金規正法の見直しなど、その時期に留意することが必要である。

- 支出項目の区分の見直し
- 会計帳簿の記載事項（支出を受けた者の住所等）
- 収支報告書の訂正
- 収支報告書の様式（金銭によらないものの記載等）
- 「領収書等」の定義の見直し

### 2. 政治資金監査及び収支報告書の記載方法等に関して、登録政治資金監査人や政治団体から質問が寄せられている事項

次の事項をはじめ、登録政治資金監査人や政治団体から寄せられた質問については、委員会における検討を経て、随時見解を示していく。

- 資金前渡しや立替払いにより支払った場合は、支出の年月日及び支出を受けた者をどのように記載すべきか。
- 政治団体の事務職員を支出を受けた者とすることはできるか。
- 公共料金や新聞代等の継続的経費を支払う場合や、ローン等のように一件の債務を分割して支払う場合は、「一件当たり」の支出をどのように考えればよいのか。
- 労務の無償提供や物品の寄附等のような金銭によらない支出を政治団体が行った場合は、どのように記載すべきか。
- 複数の政治団体が一つの事務所を共同で使用している場合は、光熱水費や事務所費をどのようにあん分して記載すべきか。
- 複数の政治団体に所属する職員の人件費については、どのようにあん分して記載すべきか。